

高齢者・障害者・子ども施設等のPCR検査の実施について

1 概要

新型コロナウイルス感染症の発生や拡大によって生命・健康を損なうリスクを回避し、施設運営や区民生活が安定的に継続できるよう、高齢者や障害者、子ども等が利用する施設の利用者又は職員等（以下「利用者等」という。）に対し、PCR検査（以下「検査」という。）を実施する。

2 内容

(1)発生時検査

施設で罹患者が発生した際に、対象範囲を拡大して検査を実施する。

(2)定期検査

施設の職員に対し、定期的に検査を実施する。

(3)随時検査

軽度の体調不良や家族が濃厚接触者になる等で勤務に懸念のある職員が検査を希望する場合、必要な時に検査を実施する。また、介護・高齢者施設、障害者施設に入所する際に、当該入所予定者に対し、検査を実施する。

3 対象施設

(1)発生時検査

介護・高齢者施設、障害者施設、区立小中学校、区内幼稚園、児童館・育成室、区内保育所等

(2)定期検査

介護・高齢者施設、障害者施設のうち入所施設

(3)随時検査

介護・高齢者施設、障害者施設、区立小中学校、区内幼稚園、児童館・育成室、区内保育所等

4 実施方法

(1)介護・高齢者施設、障害者施設

検査を実施した施設運営事業者に対し、補助金を交付する。

(2)区立小中学校、区内幼稚園、児童館・育成室、区内保育所等

区が、医療機関又は検査機関に委託して行う。

5 実施時期

令和2年10月下旬から